

6欄、22欄、25欄及び31欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

①	社会保険診療報酬に係る損金算入、農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除、造林のための植林費の損金算入及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
		事業年度	・ ・		

別表十(七)
平一十二・四・一以後終了事業年度

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

診療報酬に係る収入金額	1	円	損の 金 算 入 額	診療報酬に係る経費の額	4	円
(1)のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			(4)のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	

損金算入限度額の計算

法定経費率による経費の額

6欄

社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条第1項」
- ②区分番号に、「00271」
- ③適用額欄に、当該別表十(七)6欄の金額(円単位)を記載してください

22欄

- 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の特例を適用している場合には、適用額明細書の
- ①租税特別措置法の条項欄に、「第67条の3第1項」
 - ②区分番号に、「00273」
 - ③適用額欄に、当該別表十(七)22欄の金額(円単位)を記載してください

4,000万円を超え5,000万円以下の金額

計 (2)
(7) + (8) + (9) + (10)

II 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

25欄

植林費の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第52条第1項」
- ②区分番号に、「00186」
- ③適用額欄に、当該別表十(七)25欄の金額(同欄の金額が同表24欄の金額を超える場合には、同表24欄の金額(円単位))を記載してください

特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	譲渡原価の額 (19)	21	円
	特別控除額 (20) - (21)	22	円

植林費の損金算入に関する明細書

造林のために支出した植林費の額

損金算入限度額
(23) × $\frac{35}{100}$

損金算入額

限度超過額
(25) - (24)

IV 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

31欄

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合には、適用額明細書の

- ①租税特別措置法の条項欄に、「第66条の11第1項」
- ②区分番号に、「00268」
- ③適用額欄に、当該別表十(七)31欄の金額(円単位)を記載してください

・	平	・	平	・	平
号	第	号	第	号	第
円		円		円	

同上のうち損金の額に算入した金額